

令和2年度村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、本市における住宅のリフォーム工事等の促進による住環境の整備、定住促進、及び建築関連業界の振興を図るために、住宅のリフォーム工事に要する経費に対して、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 村山市内に存する住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア) 現に自らが所有し、かつ、自らが居住する一戸建ての住宅。（併用住宅は住宅部分を対象とする。）

イ) 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるもの。以下「空き家」という。）

(1) 売買（平成31年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。）

(2) 贈与（平成31年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）

(3) 相続（平成29年4月1日以降に相続したものに限る。）

(4) 賃貸借（平成31年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）

(2) リフォーム等工事 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、市が実施する他の制度要綱等に該当させる住宅リフォームに関連する工事部位を除く。

ア) 住宅の増築、修繕、模様替え及び部分耐震補強等の住宅の機能維持もしくは向上のための工事。（設計及び工事監理に要する費用を含む。）

イ) 山形県住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という）第3条第1項第1号の規定に該当する工事。

ウ) 住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事。

エ) 同号ア)、イ)、ウ)に該当する工事と同時に行なう敷地内にあるコンクリートブロック造又は組積造の塀の撤去、修繕及び更新する工事。

(3) 部分耐震補強 耐震診断（村山市木造住宅耐震診断士派遣事業実施規程（平成17年4月1日施行。）第2条第1号に規定する耐震診断。以下「耐震診断」という。）を実施し、総合評点（村山市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成21年4月1日施行。）第2条第3項に規定する総合評点をいう。以下「総合評点」という。）を向上させる工事をいう。

(4) 市内建設業者 市内に本社若しくは事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

(5) 県内建設業者 山形県内に本社若しくは事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

- (6) 三世帯世帯 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (7) 移住世帯 平成31年4月1日以降に山形県外から村山市に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、平成31年3月31日までの間に村山市に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村山市へ提出した世帯員を含む世帯をいう。
- (8) 近居世帯 平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）内になった世帯をいう。（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。）
- (9) 新婚世帯 婚姻した日から1年以内である世帯をいう。
- (10) 多子世帯 平成14年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金申請時において、本市に住所を有すること。ただし、本市に住所を有しない場合は、補助金申請年度の3月末日までに転入し当該住宅に居住すること。
- (2) 市税、水道料金及び下水道料金を滞納がないこと。
- (3) 平成29年4月1日以降にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付対象となる工事は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リフォーム等工事に係る費用が1戸当たり20万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること。
- (2) 市内建設業者と工事請負契約を締結すること。ただし、県要綱第3条第1項第1号に規定するリフォーム等工事に該当する工事を行う場合において、同要綱第4条第1項第1号及び2号並びに第2項に規定する補助金のみの交付を受けようとする場合は、県内建設業者と契約を締結すること。
- (3) 補助金の交付決定後に着手すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次のとおりとする。

(1) 対象となるリフォーム等工事に係る費用に10パーセントを乗じて得た額とし、20万円を限度とする。ただし、住宅の部分耐震補強を含む工事の場合は30万円を限度とする。

(2) 県要綱第3条第1項第1号に規定するリフォーム等工事に該当する工事を行う場合には、同要綱第4条第1項第1号及び2号並びに第2項に規定する補助金額と同額を合わせて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事が三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯又は多子世帯により行われるもので、かつ、県要綱第3条第1項第1号に規定する工事を含むものについては、前項第1号中「10パーセント」とあるのは「20パーセント」と、「20万円」とあるのは「30万円」と、「30万円」とあるのは「40万円」と読み替えるものとする。

3 補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第5条の規定にかかわらず、村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により行うものとする。

2 申請書は、当該申請に係る建築工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。ただし、村山市に住所を有するものが申請する場合、(7)(8)(9)(11)の書類については、同意書(様式8号)をもって確認する。

(1) 位置図(リフォーム等工事を行う住宅の位置がわかるもの)

(2) リフォーム等工事の見積書の写し

(3) リフォーム等工事の図面の写し

(4) 前5条第1項第2号に掲げるリフォーム等工事を実施する場合は、工事基準点算出表(様式第2号)

(5) 耐震補強を含む工事の場合は耐震診断による「一般診断法による診断」及び「一般診断法による補強計算」

(6) 着工前の写真

(7) 市税を滞納していないことがわかる書類(納税証明書)

(8) 水道料金・下水道料金納付済証明書

(9) 住民票謄本

(10) リフォーム後対象住宅に入居する場合、入居確約書

(11) 県要綱に定める新婚世帯で法律婚の場合、戸籍謄本

(12) 県要綱に定める近居世帯の場合、同一小学校の通学区域内に移転又は、同一小学校の通学区域外で直線距離が2km以内に移転した事のわかる位置図

(13) 申請者用チェックリスト

- (14) 県産木材を使用する場合は、県産木材使用チェックリスト【計画】
- (15) 空き家活用の場合は、空き家であることが分かる書類、かつインスペクション（既存住宅現況検査）報告書
- (16) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、村山市補助金等交付規則第6条の規定によりその適否を審査し、適当と認めるときは、同規則第8条の規定により、村山市リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(内容変更等の承認)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、村山市リフォーム支援事業費補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の変更をしない工事等の変更の場合とする。

3 市長は、第8条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、村山市リフォーム支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(完了報告)

第9条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、村山市リフォーム支援事業費工事完了報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、建築工事が完了した日から20日を経過した日まで市長に報告するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) リフォーム等工事に要した費用に係る契約書の写し
- (2) リフォーム等工事に要した費用に係る領収書の写し
- (3) リフォーム等工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (4) 県産木材を使用した場合は、県産木材使用チェックリスト【実績】
- (5) リフォーム後対象住宅に入居する場合、入居後の住民票謄本
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は前条の報告を受けたときは、村山市補助金等交付規則第15条の規定により、審査及び場合により現地検査を行い、額を確定し、申請者に村山市住宅リフォーム支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第7号)を通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、村山市住宅リフォーム支援事業費補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(罰則)

第13条 前条の補助金の取り消し及び返還の事由が、施工業者による場合は、その後、当該施工業者の行う工事に対して、村山市住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を行わないこととする。

(書類の整備)

第14条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。